

# 青葉台7丁目町会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は青葉台7丁目町会自主防災会（以下、「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は青葉台7丁目町会および青葉台地区（第8条4.（4）の青葉台町会協議会の対象たる青葉台地区をいう。）市民の「安全で安心できる生活」を守るため、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下、「地震等」という）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 平常時の事業

- (1) 防災組織の編成および周知。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災資機材等の防災倉庫での備蓄、点検管理（年1回）に関する事。
- (4) 避難場所の明示と避難誘導方法の周知に関する事。
- (5) 防災訓練の実施に関する事。
- (6) 「災害時の地域支援体制」の維持管理に関する事。
- (7) その他災害の予防に関する事。

2. 災害時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災組織を活用し、下記事業を行う。

- (1) 記録・情報の収集および伝達に関する事。
- (2) 出火防止および初期消火に関する事。
- (3) 避難に関する事。
- (4) 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」に従い要援護者の救援、救出、その他保護に関する事。
- (5) 町内の救護、安全、警備に関する事。
- (6) 給水および給食に関する事。
- (7) 防疫、衛生に関する事。
- (8) 情報等の本部への報告および市の防災対策への協力に関する事。
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(会 員)

第4条 会員は青葉台7丁目町会の世帯をもって構成する。

(役員および防災組織)

第5条 本会に次の役員を置き自主防災会組織図に従う。

1. 役員 平常時

- (1) 会長 1名 (町会長)
- (2) 会長代行 1名 (防犯防災部長もしくは町会が指名した者)
- (3) 副会長 3～4名 (町会の副会長 (代行含む))
- (4) 部長 数名 (町会の部長)
- (5) 会計 1名 (町会の会計)
- (6) 会計監査 1名 (町会の会計監査)
- (7) 顧問 2～3名 (町会が委任した町会役員経験者等)

2. 本会の役員の任期は1年(6月～翌年5月)とし、市へ登録する。

ただし、会長の任期は任意年とし再任は妨げない。途中退任時は町会長が代行する。会長は町会の総会で推薦・承認された者とする。

3. 防災組織の編成および役務分担。

災害対策本部立ち上げは、本部長(会長)が自主防災会組織図に従い編成する。

(1) 記録情報班

災害時の記録の作成、情報の収集・取りまとめ等を行う。

(2) 給食給水班

災害時の給食・給水を行う。

(3) 支援班

避難所の受付・避難支援を行う。

(4) 安否確認班

町会員の安否確認・被害状況の確認を行う。

(5) 救出救護班

災害時に被害者の救出・救護等を行う。

(6) 避難誘導班

避難所への誘導等を行う。

(7) パトロール隊(有志)

災害時に町内や避難所内の防犯・防災パトロールを行う。

(8) 消火班

災害時の初期消火活動を行う。

(役員の任務)

第6条 役員は次の任務を行う。

- 1. 会長は、本会を代表して、会務を総括する。地震等の災害発生時には本部長として応急活動の指揮命令を行う。
- 2. 会長代行は日常の会長業務を実質代行する。

3. 副会長は、会長及び会長代行を補佐し、会長もしくは会長代行に事故があるときはその職務を行う。
4. 会長、会長代行、副会長及び部長は、本会の事業計画、実施状況等に関する検討を行う。
5. 部長は副会長と共に災害時の班長として、災害対応に当たる。
6. 会計は、会の経理を運営する。
7. 顧問は自主防災打合せ会に出席し、町内（地域）防災会の活動・運営に助言する。
8. 歴代の町会長は会長からその職務に関し、相当の要請がある場合には、特段の支障がない限り、その要請に応ずるものとする。

(会議等)

第7条 本会に最高の議決機関として、役員と班長（第5条3.の各号に掲げる班の長をいう。以下同じ）で構成する自主防災会議を置く。

1. 自主防災会議は、町会長が招集する町会の役員会を当てる。  
会長及び会長代行は自主防災会議を年2回程度開催するものとし、次の事項を審議し、構成員の投票を以て議決する。
  - (1) 規約の改正に関する事。
  - (2) 事業計画に関する事。
  - (3) 予算および決算に関する事。
  - (4) その他、役員会が必要と認めた事。
2. 自主防災会議で町会員の議決が必要と認められた場合は、町会の総会にて議決を行う。
3. 会長及び会長代行は必要に応じ、顧問及び町会の防犯防災部員を招集して、自主防災打合せ会を開催し、防災に関する計画・実施・広報等の詳細について検討する。

(第3条の事業の特記事項)

第8条 本会は地震等による被害の防止および軽減を図るため、下記の普及を図る。

1. 避難場所の明示と周知。  
災害が発生し（または発生が予想され）、町会員の人命に危険が生じた（または生じるおそれがある）ときに備え、避難場所を予め明示するとともに、避難誘導の方法を周知する。
  - (1) 一時避難場所：みどりヶ丘南公園  
(土砂災害特別警戒区域における避難勧告発令時は「みどりヶ丘集会所」を臨時の一時避難場所に指定する事が出来る。)
  - (2) 指定避難場所：姉崎東中学校（校庭）
  - (3) 避難収容施設：姉崎東中学校（体育館他）もしくは姉崎公民館

(4) 指定の避難場所もしくは避難収容施設への避難が危険な場合や困難な場合は、自宅および周辺でも、より安全な部屋（場所）に避難する。

## 2. 避難誘導等の指示、要請。

(1) 市原市より避難命令が出たとき、または会長及び会長代行が必要ありと認めたときは、会長もしくは会長代行は町会役員、幹事に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 災害対策本部立ち上げ後は、会長（本部長）が状況を判断して集合者の中から指名し編成する避難誘導班に対し、避難誘導の指示を行う。

(3) 会長もしくは会長代行は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度」の支援者に、要援護者の避難誘導を指示する。

## 3. 避難誘導の方法。

(1) 町会役員、幹事（対策本部立ち上げ後は避難誘導班）は会長もしくは会長代行の指示に基づき、指定された避難場所に町会員を誘導する。

(2) 要援護者の避難誘導は、支援者が町会員と協力し行う。

## 4. 防災訓練の実施。

地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 市の主催する総合防災訓練には積極的に参加する。更に町内でも防災訓練を計画実施する。

(2) 町内訓練の種類は次の通り

ア 記録・情報の収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水（炊き出し）訓練

カ 安否確認訓練

キ その他

(3) 前項のイ、エ、オについては、姉崎消防署や市（防災課）の支援があり、これを有効に活用する。

(4) 青葉台町会協議会が主催する避難所開設・運営訓練等に参加する。

## 5. 鍵の管理者

(1) 姉崎東中学校（避難収容施設）の鍵1組：町会長

(2) 防災倉庫（①集会所駐車場・②南公園・③東公園の3か所1組）の鍵3組：会長、会長代行、自主防災会が指名した者

## （会計事項）

第9条 本会の会計に関する諸事項は次のように定める。

1. 本会の会費、経費、通常時は7丁目町会予算のうち防犯防災費および特別会計

- (簡易保険還付金)を充当する。
2. 地震等の災害発生時に通常予算では経費を処理できない場合は、別途会費の徴収およびその他の収入をもってこれに充てる。
  3. 会計は通常の町会予算運営の中で運用し、町会予算と同様に年1回会計監査を受け、監査役と共にその結果を役員会に報告する。また会計年度も同じく毎年4月に始まり、翌年3月末に終わる。
  4. 防災資機材の購入や、防災訓練の食材消耗費は、市(防災課)の支援制度があり、これを有効に活用する。

(規約の補完)

第10条 この規約は、7丁目町会会則の補完とする。

(規約の改廃)

第11条 この規約の改廃は、7丁目町会会則21条から第24条(総会)により行う。

(規約制定・改廃履歴)

2013年4月01日：制定、 2015年3月29日：改正、 2016年3月27日：改正  
2020年4月01日：改正【最新版】

第5条(役員)

会長：→町会長、会長代行：→防犯防災部長もしくは町会が指名した者、他

第6条(役員の仕事)

役員変更に伴うその仕事の改訂

第7条(会議)

自主防災会議および自主防災打合せ会の定義を改訂

第8条(事業の特記事項)

避難場所について追加記載等